



事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 3 1 日

県内各介護施設・事業所等管理者 殿

山形県健康福祉部長寿社会推進課長

高齢者施設等において新型コロナウイルスの感染者（又は感染が疑われる方）が発生した場合の対応について

今般の新型コロナウイルスへの対応については、多大な御尽力をいただき、誠にありがとうございます。

今般、県内でも新型コロナウイルスの感染が確認されました。

県では、これまで、感染拡大を防止に向け、国の通知等をお知らせするとともに、感染者（又は感染が疑われる方）が発生した場合の対応についてのシミュレーションやチェックシートを活用した確認等を依頼してきたところですが、仮に、施設・事業所で感染者（又は感染が疑われる方）が発生した場合の基本的な対応については、下記のとおり想定をしております。

こうした事態が発生した場合には、施設・事業所の休業や利用者の代替サービスの調整等、極めて大きな影響が生じることとなりますので、これまでの通知等を再確認のうえ、発生の未然防止にくれぐれも万全を期するとともに、仮に発生した場合のことを想定し、各施設・事業所における対応をシミュレーションする等の対応をお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルスに関連して、御意見や御質問等がある場合には、下記担当までお寄せくださるよう併せてお願い申し上げます（様式自由）。

記

1 基本的事項

以下の事項は、これまでの国の通知等から想定して作成したものであり、仮に実際に感染者（又は感染が疑われる方）が発生した場合の取扱いについては、所管保健所とも協議のうえ、適宜対応するものである。

2 入所施設

(1) 基本的考え方

- ① 各施設においては、保健所の指導を受けつつ、「高齢者介護施設における感染症対策マニュアル」（2019年3月・厚生労働省）等に沿って対応（消毒や衛生管理の徹底、入所者の体調確認等）
- ② 発症者については感染症指定医療機関へ移送

(2) 手順等

- ① 感染者の入院措置
- ② 感染者の行動確認による濃厚接触者の範囲の確定
 - 濃厚接触者については、感染者と最後に接触した日から2週間の健康観察
 - ・入所者が濃厚接触者の場合 → 個室等での対応
 - ※ 個室が不足の場合は、多床室の一人利用や医務室・家族介護室等の利用、同じ症状を有する人の同室等での対応
 - ・職員が濃厚接触者の場合 → 自宅等で待機
- ③ 感染者の行動範囲の消毒

3 訪問・通所系サービス

(1) 基本的考え方

- ① 各事業所においては、保健所の指導を受けつつ、「高齢者介護施設における感染症対策マニュアル」(2019年3月・厚生労働省)等に沿って対応(消毒や衛生管理の徹底、利用者の体調確認等)
- ② 公衆衛生対策の観点から必要が認められた場合は休業(県は公衆衛生対策の観点からの休業の必要性の有無について判断し、必要な場合には休業を要請)

(2) 休業の要請を受けた場合の対応

- ① 利用者への説明等
- ② 従業員の健康観察等の徹底
- ③ 感染していない利用者のサービス振替等の調整
 - ・訪問系サービスの利用(ヘルパー等に加え、通所施設職員が訪問したうえでのサービス提供等、実際に提供したサービスについて、相応の介護報酬の算定も可能)
 - ・周辺の他の施設での受入調整
 - ※ 感染していない利用者のサービス振替等については、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市町村等との密接な連携が必要
- ④ 施設内の消毒

4 留意事項

仮に感染者(又は感染が疑われる方)が発生した場合には、通常の業務執行が極めて困難になるため、あらかじめ、「事業継続計画」を策定しておくことが重要である。

厚生労働省HPにおいて、新型インフルエンザ等の発生を想定した業務継続ガイドライン及び作成例(新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画(モデル))が掲載されているので、これらも参考としながら、各施設・事業所の実態に即した検討を行うこと。

[厚生労働省HP] 「ガイドライン」と「施設種別ごとの作成例」が掲載

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > インフルエンザ(総合ページ) > 社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど